

# 京都府公立大学法人利益相反ポリシー

平成21年4月1日

## 1 利益相反ポリシーの目的

京都府公立大学法人(以下「法人」という。)は、府立両大学の設置・運営を通じて、京都府の「知」の拠点として質の高い教育研究を実施することにより、大学や地域の多様な主体と協力・連携した研究成果等の活用、文化・産業の振興、医療等を通じた貢献など、地域社会はもとより国内外の発展に寄与することを目的としている。

こうした目的を実現していくためにも、産学公連携の推進により、大学の研究成果を社会に還元し、産業や地域経済の活性化に貢献することは、極めて重要である。

法人化によって、このような産学公連携の取組を、より柔軟に、積極的に推進していくことが可能になったが、他方で企業等との連携の進展に伴い、役職員等が法人に対して果たすべき責務と、企業等との関係で持つことになる利益や債務とが相容れないなど利益相反といわれる状況が増えることも予想される。

このような利益相反に適切な対応ができなければ、法人の社会的信頼は損なわれかねず、こうした事態を未然に防止するとともに、万一その状態に陥った場合に適切な対応をとることは、府民の負担によって設立された公立大学法人としての責務である。

このポリシーは、このような考え方に基づき、利益相反に関する原則や管理方策などの方針を法人内外に明らかにし、役職員等と企業等の双方が円滑に産学公連携活動に取り組むことができるようにすること、また利益相反が生じたときに適切に対応することなどを目的としている。

## 2 利益相反の定義

このポリシーにおいては、利益相反を以下のとおり定義するとともに、これらを全て含んだ概念を「広義の利益相反」として、特段の表記がない限り、単に「利益相反」と表記する。

### (1) 狭義の利益相反

役職員等又は組織(法人全体又は法人が設置した大学をいう。以下同じ。)が産学公連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、大学における教育研究をはじめとする法人の使命を遂行する責任が衝突・相反している状況で、個人としての利益相反と組織としての利益相反を含む。

個人としての利益相反

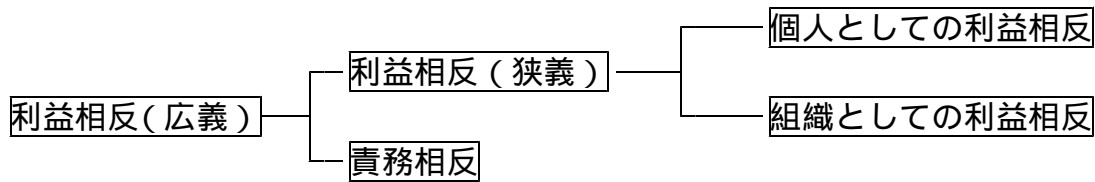
役職員等個人が得る利益と法人における責任との相反

組織としての利益相反

組織が得る利益と社会的責任との相反

### (2) 責務相反

役職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、法人における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態



### 3 対象者の範囲

このポリシーは、法人の役員（非常勤を除く。）常勤・非常勤の教職員及び法人理事長が指定する者（以下「役職員等」という。）を対象とする。

### 4 利益相反に関する基本姿勢

- (1) 法人は、定款に定められた目的の実現を目指して、その根幹である大学における教育研究の責務を十分に果たしながら、役職員等が産学公連携活動等の社会貢献活動を積極的に推進できるよう、環境整備を図る。
- (2) 法人は、役職員等が安心して円滑に産学公連携活動等の社会貢献活動に取り組めるよう、これらの活動に関して利益相反が生じることを未然に防止するとともに、利益相反が生じた場合にこれを最小限に止めるため、必要な体制の整備を図る。
- (3) 法人は、役職員等の利益相反に関する実態等を把握するとともに、利益相反に関する情報等を積極的に公表し、法人の産学公連携活動等の社会貢献活動に対する府民や社会的確な理解を得るなど、必要な説明責任を果たす。
- (4) 大学は、このポリシーや関係規程等に基づき、研究が実施される現場として、役職員の研究活動において利益相反が生じることを未然に防止するための取組や利益相反が生じた場合に必要な措置を行うなど、利益相反マネジメントを実施する。また、適宜、法人理事長に相談・報告等を行うなど、法人全体としての利益相反マネジメントが適切に行われるよう努めるものとする。

### 5 利益相反に対する管理方策

- (1) 規程の整備  
このポリシーを進めるために必要な事項を定める規程等の整備を行う。
- (2) 利益相反マネジメント体制の確立  
利益相反を未然に防止し、利益相反が生じた場合に適切な措置を行うための体

制を確立し、以下に掲げる利益相反マネジメントの取組を進める。

大学に利益相反委員会（仮称）を設置し、学長の下で、倫理委員会等と連携しながら、以下のような利益相反マネジメント体制の中核を担う機関とする。

利益相反に係る自己申告及びこれに基づく承認等の制度を整備する。

利益相反に関する相談及び助言・指導を行う。

利益相反に関する情報管理及び情報公開を適切に行う。

役職員の利益相反に関する理解を深めるための研修を実施する。

## 6 特定分野における利益相反

大学が行う特定の教育研究分野における利益相反について、特別の方策等が必要となる場合は、このポリシーの下に当該分野に関する利益相反の指針を策定する。特に、臨床研究は人間を対象とし極めて高い倫理性・専門性を求められる研究であることから、このポリシーに基づき、文部科学省の「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」に準拠した臨床研究に関する利益相反の指針を策定する。

## 7 その他

このポリシーの推進に当たっては、学生等の学習の権利や研究者の研究の自由を不当に侵害しないよう十分な配慮を行う。